

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在の会社Bに雇用され、屋外プールの監視業務に従事していたところ、同年〇月〇日、両膝上部と両足甲にⅡ度の熱傷を受傷した。

請求人は、同月〇日、C整形外科に受診し「両下腿・足部熱傷」と診断され、療養を継続した結果、同年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存しているとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険施行規則別表第1に定める障害等級には該当しないとして、障害補償給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、プール監視業務中に受傷した熱傷の治ゆ後に残存している両足甲部及び左関節上部のアザについて、障害等級に該当しないとの監督署長の判断は誤りであると主張する。

(2) 一件記録をみると、請求人には、右足甲部に1.5 cm×1.5 cm、左足甲部に3 cm×1 cmの大きさの黒褐色変色が、また左膝関節上部に12.5 cm×6 cmの大きさの黒褐色変色が残存していることが認められる。

しかしながら、引用する「判断要件」に照らし、これらの残存障害の程度を検討すると、露出面である両足甲部の黒褐色変色の大きさはいずれも手のひら大の大きさとは認められず、露出面とはいえない左膝関節上部の黒褐色変色の大きさも大腿全体には及んでいないことから、当審査会としても決定書第2の2(2)に説示のとおり、請求人に残存するこれらの黒褐色変色は障害等級に該当しないものと判断する。

(3) なお、請求人は、アザがあるために保育業務に従事することが出来なくなったこと、プールにも行けなくなったこと、その他精神面で苦痛を強いられていることなど縷々主張するが、いずれも請求人の残存障害についての障害等級認定の判断要素とはならず、上記結論を左右しない。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級に該当する障害とは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。